

福島県自転車安全利用五則

平成26年5月1日一部変更

福島県交通対策協議会では、福島県自転車安全利用五則の一部を変更しました。

この新たな福島県安全利用五則は、平成26年7月1日から福島県内の自転車安全利用を促すため一層の活用をお願いします。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道通行ができる場合は、以下のとおりです。

- 道路標識・道路表示により歩道通行が認められている場合
- 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合
- 70歳以上の者が運転する場合
- 安全に車道を通行することに支障を生じる程度の身体の障害を持つ者が運転する場合
- 車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合
(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金など)



2 車道は左側を通行

自転車は、道路では左側を通行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合を除き、道路左側の路側帯に限り通行することができます。

(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金など)

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(罰則：2万円以下の罰金など)

4 安全ルール・マナーを守る

- 飲酒運転の禁止 (罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金など)
- 二人乗り・並進の禁止 (罰則：2万円以下の罰金など)
- 夜間はライトを点灯・反射材着装 (罰則：5万円以下の罰金など)
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金など)
- 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

(罰則：5万円以下の罰金など)



5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

福島県交通対策協議会は、子どもに限定することなく、広く自転車利用者にヘルメット着用を促しています。